

長野市農業委員会第23回総会議事録

1 日 時 令和6年12月26日(木)

開始時刻 午後2時30分 終了時刻 午後4時39分

2 場 所 会議室203(第二庁舎10階)

3 出席委員

1番 阿部 孝二	2番 北村 守	3番 駒村 保幸
4番 青木 保	5番 久保田清隆	6番 野池 久
7番 長谷部 孝	8番 小池 知永	9番 渡邊 美佐
10番 小林 清男	11番 清水 貢	12番 鈴木啓佐利
13番 奥山 雅茂	14番 山本 忠宏	15番 沢津 光博
16番 北澤 万正	17番 横山 幸季	18番 高木喜久夫
19番 曽根 信一	20番 花見ひとみ	21番 近藤 利章
22番 宮崎 治夫	23番 善財 良治	24番 佐藤 隆
25番 和田 修		

4 欠席委員

5 会議に出席した職員

農業委員会事務局

参事兼事務局長 浅川 清和	主幹兼事務局長補佐 笠井 英明	事務局長補佐 松橋 秀樹
事務局長補佐 西村 武次	係 長 曽根 明美	係 長 駒村貴久美
係 長 桑原 和仁		

農業政策課

主 査 松田 沙織	主 事 中野 修平
-----------	-----------

6 議 事

(1) 農地法等に係る事項について

議案第213号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第214号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第215号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第216号 農地法第5条の規定による許可取り消しについて

議案第217号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明について

議案第218号 農振除外等に係る意見聴取について

議案第219号 非農地決定について

報告第68号 農地法第4条の規定による届出について

報告第69号 農地法第5条の規定による届出について

報告第70号 農地法第4条の規定による農業用施設(2a未満)の届出について

(2) その他農業委員会業務に係る事項について

議案第220号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて

議案第221号 令和6年度第2回農業委員会合同研修会について

議案第222号 令和6年度長野地区農業委員会シンポジウムについて

曾根会長代理 ただ今から第23回の総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席委員数は在任委員25名中25名で、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会は成立しております。挨拶をいただきたいと思いますが、最初に青木会長よりお願ひします。

青木会長 皆さん、ご苦労さまでございます。第23回総会、令和6年最後の総会となりました。あっという間の1年でございました。4月から始まりまして、昨日、ちょっと私なりに、この1年、何があったんだろうということを振り返ってみました。皆さんのお手元の『つぶやきⅡ』で取りあえず5点、私なりに掲げてみました。一つは、市内33地区を単位とした地域計画に必要な目標地図、作成作業に邁進していただきました。地域の方々を集め、10年後の農用地をどう地域として有効活用していくかという、私どもにとっては過去経験のなかった地図でございましたけども、おかげさまで昨年の春から今年の秋には、ほぼ33地区の全地域が形として出てまいりました。あと3月、農業政策課のほうで、これを最終的な形でまとめ、長野市の地域計画目標地図ということで、公示をいただきながら、公のものにしていくという手配になっております。

今日、日本農業新聞を見たんですけども、来年の農水予算は0.1パーセント増、2.1兆円というふうになっています。地域計画を中心には、もっと大胆な上積みがあるのかなというふうに思つたんですけど、意外とお金のほうはクールだなというふうに正直感じました。これから具体的に、地域計画の内容が全国で表に出てくると、これをどういった形で、いわゆる実現化していくかというところが、それぞれの農業会議なり、それから当然、都道府県なりから国のほうに対して、もっと、いわゆる制度もさることながら、財政の裏付けをきちんとしなさいよという声が上がってくると思いますんで、引き続き、この予算について注目していきたいというふうに思います。

二つ目は、タブレットなんですね。これは市の市長部局の配慮もございまして、それから議員さんの配慮もございまして、今回、農業委員、最適化推進委員67名全員にタブレットが配布されたということです。これで、ようやく正真正銘、全員が同じスタートラインに着いて、これを活用していただこうということになると思います。正直申し上げまして、私自身もまだ使いこなしていません。この前、県の農業会議の席上、こんな話が出まして。新しい、いわゆるソフトをどんどん入れていくと言っています。例えば今、手書きになっています活動報告。これも全部、このソフ

トの中に入れるということで、ある一部の市町村では始めているようです。それも、これから引き続き、多分、事務局のほうと連絡を取っていただきながら、新しいソフトを使いながら、さらに有効的に、このタブレット端末を使っていきたいというふうに思っています。

ここにも書きましたけれども、うちの孫たちは小学校の、まだ小さいんですけども、毎日のように持つて歩いて、何かあれば、すぐこれを使って写真撮ったり打ち込んだりというのをしてるので、あの姿を見たら、もっとわれわれも普段から身から離さないぐらいの使い方をしないと、有効的に使えないんじゃないかと思います。意識して、とにかく来年1年間はタブレットを常に持ち歩くぐらいの気持ちでいたいというふうに思っています。できるだけデジタル化ということへの具体的な形を示していくたいというふうに思います。

それから農地法の下限面積の要件の撤廃がありました。特に農地法第3条が、結構10アール未満の、いわゆる新規就農者が増えました。中には本当かいなと、これ、農業やるんかいなと。1、2年もしたら、駐車場に適当に替えちゃうとかいうようなこともなきにしもあらずということで。それなりに、いわゆる小規模農業者は小規模農業者の役割があるんですけども、悪用されないような形で、私どもとしては放置してはいかんなというふうに思っています。

四つ目が、今年も農業委員会関係の視察、それから農業関係以外の行政の視察を結構受け入れました。メインは私ども今やっています綿内東町の中間管理機構関連の農地整備事業の関係ですけども。他、曾根代理さんがやっておられます、いわゆる地域営農集団活動。こういったことも、これからどんどんと長野市としてもやっていかなきやいけないなというふうに思っております。実は12月19日、香川県の農業会議から委員の研修会で講師に呼ばされました。日帰りで行つきましたけども。全部で約500人近く集まつたんですけど、相当、質問がありました。特に具体的に地域計画の目標地図の話だとか、それからその計画の中に基本整備事業を入れるだとかいう話をしましたら、もう目をきらきらさせて質問などをされていました。いずれにしても、今、長野市がそういった面でも注目をされているということを確認しました。

それから5番目は、ご承知のとおり、栽培品目にヘーゼルナッツが、いよいよ出現をしたということです。まだまだ未知数のところがだいぶありますけども、行政としても、やろうということと、それから制度的にも支援をしていこうということで、もう補助金も決めておりますので。農業委員会としても、それを注目し

ながら、今後の推移を見ていきたいというふうに思います。私のところでは、基盤整備の中に1町歩、ヘーゼルナッツを植えるという青年が現れました。早速、来年の春、定植するということでございます。これから若い人たちが、いろんな自分の事業を考えながら、新しい取り組みの中に、こんなものが組み込まれていくんじゃないかなというふうに思っております。いずれにしても注目をしたいというふうに思います。

他、それぞれ委員の皆さんのがた一人一人のベスト5があろうかと思いますけども、こんなことを今年、今月いっぱいですけど、まとめて新しい来年への活動の糧にしていただければありがたいなというふうに思います。

いずれにいたしましても、今日の総会、スムーズに進みますよう、ご協力を願いいたしまして、挨拶を終えたいと思います。ご苦労さまでした。

曾根会長代理

ありがとうございます。続きまして、浅川局長より、挨拶をお願いしたいと思います。

浅川参事
兼事務局長

お疲れさまでございます。本日は年末の何かとご多忙のところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。委員の皆さんには日頃から、ご活動に加え、諸行事にご参加をいただいておりますこと、重ねて御礼申し上げます。ありがとうございます。さて今月、長野市では12月の市議会定例会が行われ、16日に閉会をいたしました。農業関係につきまして、いくつか、一般質問が行われております。具体的には、新友会の寺沢さゆり議員から、売れる農業推進の実施について。共産党、滝沢真一議員から、食料自給率の向上について。公明党、堀内伸悟議員から、食料・農業・農村基本法改正について。新友会、加藤英夫議員から、温暖化の影響を踏まえた新たな農産物の産地形成についてと熊の対応に係る処遇の改善について。新友会、市川和彦議員から、アーバスキュラー菌根菌による乾田稻作について。公明党、藤澤紀子議員から、ジビエの利活用について。無所属、小泉一真議員から、荻原市政下の政治と金についてのうち、農業委員会の三者農政懇談会について。以上、議論が交わされたところでございます。

中でも12月5日の小泉一真議員から出されました、三者農政懇談会につきましては、前回9月議会でも、共産党、野々村博美議員から質問がなされ、加えて経済文教委員会でも意見が交わされ、小泉議員からは、9月議会本会議の一般会計決算認定におきまして、この三者農政懇談会の支出は不適切であるとする、そういう反対意見も行われたところでございます。今回は農業委員会の会長からの答弁を議員のほうは希望されておりまして、会長には本会議場におきまして、ご答弁をいただきました。本当に

疲れさまでございました。なお、小泉議員とは先日、会長と実は懇談を行いました。結果といたしますと、今後、議員を中心に、また仲間を集めて、本市農業の振興に、研究会というか、研究を深めてまいりたいと、こういうような話があったところでございます。

また本定例会には農林部から補正予算を提出しております、内容は2025、来年ですが、大阪・関西万博の地方創生SDGsフェスというものがございます。内閣府主催による、この自治体のブースに、来年の5月28日から6月1日までの5日間、長野市から出店するという費用です。川中島の戦いと川中島白桃のPRを主に行いたいと、こういうものでございます。さて来月は年を明けまして1月になりますが、29日には東部文化ホールで、長野地区農業委員会シンポジウムが予定されております。委員の皆さま、ご多忙のところでございますが、ご出席のほどよろしくお願ひをいたします。本日は農地法等議案27件他でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願ひ申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

曾根会長代理

ありがとうございました。続きまして議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会長、議事進行をお願いします。

議

長

それでは規定によりまして、議長に務めさせてもらいます。スムーズな議事進行ができますよう、各委員からのご協力、お願ひします。着座にて進行させていただきますので、ご容赦いただきたいと思います。

最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号23番 善財良治委員と、議席番号24番 佐藤隆両委員にお願いいたします。よろしくお願ひします。議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定で、農業委員会の委員は自己または同居の親族もしくは、その配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとしております。本日の議事に参与することができないとして、本日の議案に関しましては、議案第219号 非農地決定におきまして、お手元に配布いたしました、別紙1のとおり、関係委員が議事に参与することができない案件がございます。本日の議事案件に関しまして、当事者または関係者となっている方がございましたら、お申し出ください。別紙1以外では、おりませんね。いいですね。

【該当なし】

議

長

別紙以外はなしと確認いたしました。次に、議案の訂正等の報告を事務局からお願ひします。

笠 井 　主 幹
兼事務局長補佐

事務局の笠井です。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。初めに資料の確認をお願ひいたします。本日、お手元にお配りしました資料及び皆さまに事前にお届けして、ご持参いただいております資料につきましては、別紙総会資料一覧確認用のとおりでございます。ご確認をお願ひいたします。

続きまして、議案の訂正につきましては、別紙第 23 回総会、農地法等議案訂正票をご覧ください。本冊 11 ページの農地法第 5 条の 8 番につきまして、長野県長野農業農村支援センターの指導に基づき、備考欄に一時転用（許可日から令和 17 年 3 月 31 日まで）と、追加記載をお願いします。議案の訂正等につきましては以上でございます。

議 長

それでは議事に入ります。農地法等に関わる事項について審議を行います。議案第 213 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願ひいたします。

笠 井 　主 幹
兼事務局長補佐

議案第 213 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊の 1 ページをご覧ください。番号 1 番から 5 ページの 16 番までの 16 件でございます。内容につきましては、所有権移転案件が 15 件、使用貸借権案件が 1 件となります。農家創設の案件は、2 番、3 番、7 番、8 番、9 番、11 番、15 番の 7 件です。10 アール未満の案件は、6 番、12 番、13 番、14 番、16 番の 5 件です。また 6 番は 5 条議案の 1 番と関連する案件となっております。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、農地法第 3 条第 2 項の各号に掲げる全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合と、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。したがいまして、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

ただ今、事務局より説明がありました。それでは各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めて、お願ひいたします。初めに北部地区調査会長から、1 番から 6 番まで、お願ひいたします。

善財地区調査会長

北部の善財です。1 番につきましては、贈与、無償による所有権移転案件でありますと、相続財産清算人である司法書士が渡人となって所有権移転をするというものであります。贈与でありますけど、クルミ、栗を植栽したいということあります。許可

要件を満たしており、許可相当と判断いたしました。

2番につきましては、農家創設案件であります、本件につきましては、中古住宅を購入した受人、●●であります、住宅と併せて農地も取得したいということであります。市街地ではなく、広々とした環境で暮らしたい。農地管理や水路など管理に努めていきたい。将来的には伝統野菜や花栽培も試みたいということでありまして、記載の品目につきましては、当面、自家消費でありますけれども、将来は余った部分は販売できるようにしていきたいということでありました。農ある暮らしの魅力を広めていきたいということでありまして、調査会におきましてヒアリングを行いましたが、営農が見込めるということで、許可相当といたしました。

3番につきましても、有償による所有権移転、農家創設案件であります、本件も中古住宅と併せて農地を取得したいというものであります、調査会においてヒアリングを行いましたけれども、野菜等を作る傍ら、今後、ブルーベリーやぶどうを植栽していきたいということでありました。受人の妻がカフェを経営しております、スムージー用の野菜や、自家消費、親戚への贈答として、今後、営農していきたいということでありまして、許可要件を満たしておるということで、許可相当と判断いたしました。

ページめくっていただきて、4番、5番、関連案件であります、それぞれ交換の案件であります。こちらは4番の受人、●●さんの主導で話がまとまったものであります、●●さんの畑、接道がないため、畑への進入路として分けていただきたいと。代わりに、その畑の一部を●●さんに渡すということで、交換。金銭授受は行っておりません。4番は、長ねぎ、じゃが芋、それから5番については、ヘーゼルナッツを植栽したいというものであり、隣接同士の畑であり、許可相当と判断をいたしました。

6番につきましては、10アール未満の案件であります、本件につきましては、5条の1番になりますけれども、住宅敷地の拡張と併せて、隣接の農地を取得したいということでありまして。60m²ほどの面積でありますから、調査会資料には、構図といいますか、図面を添付いただきておりまして、耕作予定の10m²の土地ですね。●●、10m²。これにつきましては、新たに分筆線を入れたものでありますけれども、土地が細長く、果たして効果的な耕作するのが可能なのかどうか疑問点もありまして、本件につきましては、賛成多数により許可相当ということで決定をいたしました。以上であります。

議

長 続きまして、西部地区調査会長から、7番から9番について、お願いいいたします。

和田地区調査会長

西部地区調査会の和田です。7番、8番、9番、3件とも農家創設事案でありまして、24日の西部地区調査会において、営農計画の発表をしていただきました。7番につきましては、神奈川県からの移住者で、農業をしたいということから、本件の売買に至ったものであります。受人は近所の農家の指導の下に、自家用栽培に意欲を示しており、また荒廃地をなくすよう尽力するというお話をいただき、農業に対する姿勢が感じられました。よって許可要件を満たしていることから、許可相当と判断いたしました。

8番につきましても、東京からの移住者で、野菜作りに経験を重ねて、将来は直売所と道の駅で販売することを目標にするというお話がありました。これも農業に取り組む意欲が感じられますので、許可相当と判断いたしました。

9番につきましては、受人が自己農地でトマトの栽培を行っていますけども、今後、本件土地も併せて規模を拡大して、無農薬また有機栽培に取り組み、農協の直売所等で販売したいというふうに、将来についての意欲も認められますので、許可相当と判断いたしました。以上です。

議

長

続きまして、中部地区調査会長から10番、11番、お願ひいたします。

北村地区調査会長

中部地区、北村でございます。番号10ですけども、これは兄弟間における所有権移転の案件であります。渡人の弟さんですけども、この方は県外に住んでおりまして、もう帰る予定がないということでありまして、今回、所有権移転ということであります。受人はお兄さんですけども、実質的には長年、この土地を耕作しております、現場を確認いたしましたが、立派な桃畠になっているということでありまして、全く問題ないということで、許可条件適合と判断をいたしました。

それから次の11番ですけども、これも農家創設案件であります、実質は長年にわたって借人が耕作をしておりまして、将来を見据えて、今回ちょっと表にして、使用貸借契約をするということであります。そうは言っても実質的に耕作者本人に来ていただいて、いろいろ営農計画等を確認しましたが、内容は立派なものであります、許可条件に適合ということで判断をいたしました。以上であります。

議

長

続きまして、南部地区調査会長、12番、お願ひします。

小林地区調査会長

南部調査会の小林です。南部調査会では、12番につきまして審議をいたしました。贈与による所有権移転のもので、10アール未満の案件でございます。渡人は相続によって、この土地を所有することになりましたが、もう既に長野市に転居されておりまして、今後、耕作していくということが難しいため、申請地の隣接

地にお住まいの受人に今回、贈与をするということになったものです。この畠は、約 10 アール未満ということでございますけど、作付ける予定のものは、きゅうりとかなすとかトマトということでございます。南部調査会では、許可条件に適合しており、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、東部地区調査会長から、13 番から 16 番、お願ひします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。13 番につきましては、受人は従前から耕作をしていた受人の居宅に隣接する農地ということで、今回、所有権移転の手続きが行われるもので。また 14 番につきましては、これも先ほども 10 アール未満の案件ですが、受人のやはり居宅に近い農地ということで、一部については以前から耕作をしていたという農地で、今回、所有権移転の手続きが正式に行われるものです。担当の委員の話では、この農地については以前、仮登記がされていて、その状態が続いているという中で、今回、正式に所有権移転の手続きを行うというものです。

15 番につきましては、農家創設の案件です。当該農地は、松代の中心部、町中にまとまった大きな農地が残されていると。ただ接続する道路は 1 メートル未満ぐらいの里道だけで、大型車、大型機械等は進入が困難な状態であると。やはり、この農地は受人の住居に隣接している農地ということです。渡人のほうから、以前から受けてもらえないかというような打診があったという中で、今回、受人のほうで購入したということです。受人については、以前から他の人の果樹園等で耕作を行っていたということで、農業の経験もおありになるという中で、今回、自家用野菜中心となって耕作を行っていくというものです。また担当の委員の調査の中で、売買価格がちょっと流動的であると。まだはつきり価格が決定していないというような説明もあったんですけども、当日の聞き取りの中で、その価格については、渡人と受人との間で同意ができたと、固まったということで、重ねて確認したなかで、これについては問題なく正式に売買の手続きが行われるということでした。

16 番については、受人が賃借契約で以前から耕作していたものを、今回、所有権移転に至ったというものであります。こちらも 10 アール未満の案件です。ということで、それぞれ許可相当と判断をしたものであります。以上です。

議長 ありがとうございました。これより審議に入ります。ただ今の事務局の説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。いいですか。私から言つていいですか。西部調査会長、すみません。7 番、8 番、9 番、神奈川県から移住

の方、こちら、年齢、ちなみに教えていただけませんかね。若手が来られたのか、リタイアされて来られたのか、ちょっと興味あります。

和田地区調査会長 7番につきましては、今度、受人は●●の方です。

議 長 ●●ですか。

和田地区調査会長 でも、この間、お話ししたときは、すごくお元気で。

議 長 10年後の日本も、こういうの多い。

和田地区調査会長 それから8番の人は、東京から来た人ですけど、●●。それから9番は地元の方で●●です。

議 長 9番、地元ね。そうですか。戸隠、有望ですね。ありがとうございました。他、いかがでしょうか、質問。それでは質問がないようでございますので、採決に入ります。議案第213号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員からの賛成を確認いたしました。よって議案第213号は原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第214号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題にいたします。事務局から説明をお願いします。

笠 井 主 幹 兼事務局長補佐 議案第214号 農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊7ページをご覧ください。番号1番から3番までの3件でございます。1番は農業用倉庫、宅延及び住宅倉庫を設置する転用案件です。また備考欄に農振除外日と記載がありますとおり、令和6年6月10日付で、農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものです。

2番は車庫を設置する転用案件です。3番は農家分家住宅を建築する転用案件です。なお備考欄に農振除外と記載がありますとおり、令和6年10月8日付で、農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものです。また、備考欄に開発許可の記載がございます。市街化調整区域において、宅地造成や建築のような開発行為を行う場合に必要となります。この開発許可と農地転用許可の事務は並行して進められ、農地転用許可制度の運用において、他法令による許可等が受けられる見込みがない場合は、農地転用は許可されません。したがいまして、開発許可と記載のあるものは、開発許可の申請を市の建築指導課が受け付けており、許可見込みのあるものでございます。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし、特に問題ないと判断いたしました。なお、先月の総会で許可すべきものとして決定をいただき、県に進達しておりました、農地法第4条の2件は、全て許可済みとなっております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上

- 議長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、西部地区調査会長から、1番、2番について、お願ひをいたします。
- 和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。1番につきましては、追認の事案でありまして、昭和45年頃、申請人の父親が、本件農地に牛舎と農機具置場を建設し、平成12年頃まで牛舎は使用されておりました。その後、この牛舎を農業用倉庫として使用しており、農振除外を6年6月10日に行い、農地転用の手続きは今まで必要とは知らずに行っておりましたので、顛末書が提出され、追認として認めることとなりました。
- 議長 2番目につきましては、これも申請人が当初、住宅前の宅地に駐車場兼農業用の物置を建設する予定でしたが、その予定地が軟弱で建設費が多くかかるとのことで、今回、住宅への入り口に隣接する本件土地に駐車場を建設したもので、これについても農地転用の申請が必要とは思わず行ってしまったということで、今回、顛末書を添付してあり、周辺農地への影響もないことから、備考欄のとおり許可要件を満たしているものと判断しました。以上です。
- 近藤地区調査会長 それでは続きまして東部地区調査会長から、3番について、お願ひいたします。
- 近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。今回、農家分家住宅の建築ということで、6年7月に農振除外が行われております。申請人の父親のほうから、近くにぜひ住んでほしいという、そういった希望があった中で今回、農家分家住宅を建てるということになったというものです。当該地は三面を市道などに接しています、周辺農地への影響等もないということから、許可相当と判断をしたものであります。以上です。
- 議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。特段ございませんか。
- 議長 【質疑なし】
- 議長 それでは特段ご意見がございませんので、採決に入ります。議案第214号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 議長 【全員挙手】
- 議長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって議案第214号は許可相当と決定いたしました。続きまして、議案第215号 農地法

第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

笠 井 主 幹
兼事務局長補佐

議案第215号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊の9ページをご覧ください。番号1番から11ページの8番までの8件でございます。9ページをご覧ください。1番は、住宅敷地を拡張する転用案件です。この案件は先ほどの3条議案の2ページ、6番と関連しております。2番は倉庫兼車庫を設置する転用案件です。備考欄に農振除外日と記載がありますとおり、令和6年10月8日付で、農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものです。

3番は農家後継者別棟住宅を建築する転用案件です。4番は資材置場を設置する転用案件です。10ページをご覧ください。5番は資材置場と駐車場を設置する一時転用案件で、許可日から令和7年2月21日までとしています。6番は駐車場敷地を拡張する一時転用案件です。先ほど一時転用の期間を、許可日から令和17年3月31日までと追加訂正をした案件でございますが、訂正理由につきましては、当事業が事業期間の定めのあるものだったため、一時転用案件とするように、長野県長野農業農村支援センターから指導があったためです。

7番は社員寮敷地を拡張する転用案件です。8番は駐車場を設置する転用案件です。備考欄に農振除外日と記載がありますとおり、令和6年10月8日付で農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものです。なお、番号4番以外の案件のその他の内容につきましては、議案の記載のとおりとなっておりますが、立地基準と許可要件に照らし、特に問題ないと判断いたしました。また先月の総会で許可すべきものとご決定いただき、県に進達しております農地法第5条の13件の案件、全て許可済みとなっています。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました。それでは地区調査会長から補足説明及び調査結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から1番についてお願いします。

善財地区調査会長

北部の善財です。1番は有償による所有権移転案件でありまして、受人は2人の名義にしたいということで、他1名と記載がある方の住所が本件申請地の隣接地にあります。昨年、一戸建ての住宅を建てたんですけども、敷地が思ったより狭く、スペースが少ないとということで、今回、敷地の拡張をしたいということで。具体的にはタイヤや自転車置場にしたいという内容であります。近隣に与える影響は少ないとから、許可相当と判断いたしまし

- た。以上です。
- 議長 続きまして、西部地区調査会長から、2番についてお願ひいたします。
- 和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。本件は兄弟間での使用貸借の許可申請であります。本件土地に申請人の父親が、昭和51年11月に倉庫と駐車場を建設したもので、建設当時、農地転用の申請手続きは行っておらず、今回、顛末書を添付して、追認事案として申請に及んだものです。周辺農地への影響もなく、備考欄のとおり許可要件を満たしていることから、許可することとします。以上です。
- 議長 続きまして、中部地区調査会長から、3番及び4番、お願ひします。
- 北村地区調査会長 北村でございます。3番を説明いたします。3番は、農業後継者別棟住宅案件であります。借人は娘夫婦でありますけども、今、遠方のアパートに住んでいまして、今後、農業を引き継ぐということになりましたので、実家の隣に、後継者別棟住宅を増築したいということであります。事業計画等を確認いたしましたが、周辺の農地にも支障がない。本人のお父さまお母さまの農地も隣接しているということでありまして、調査会としては許可相当というふうに判断をいたしました。
- 次に4番をご説明したいと思います。番号4番なんですけども、少し込み入っておりますので、結論から先に申し上げますと、調査会では不許可相当と判断いたしましたので、その理由を、順を追ってご説明したいというふうに思います。それで、説明の前に、事務局のほうで別紙2を用意していただきましたので、これ説明させていただきたいと思います。これ、どこも同じかと思うんですが、調査会の議論した文章だけです。1ページ目は、これは今回の提案内容になりますので、また後ほどお目通しいただければと思います。めくっていただきまして、2ページ目ですね。これが地図であります。田牧っていう、稻里の中心地に交差点があるんですけど、そこから少し左のほうに行きますと既存敷地がありまして、そして今回の申請地、転用の案件が、ここであります。ここは、道路は県道445号線に接しております。川合川中島線とも言われておりますけども、そういう土地であると。
- 3ページ目が、事業計画書であります。また後ほど、お目通しをいただければいいと思うんですが、申請者、事業者ですね。株式会社●●、●●と読むんですけども。そして5番のところの1行目の右のほうですね。長野県の北信エリアで建設用足場の設置を業としているという、そういう方であります。先に進んでいただきまして、次のページですね。これは今回の申請した土地の使用

の内容であります。上のほうですね。上段が申請地であります、資材置場ということでの申請となっています。次のページは一応、土留とか、そういうものを要求していますので、そういうことに対する対応と。

最後のページは公図なので、いいです。ということで、そんなことを少し頭に置いて、お聞き願いたいんですけども。まず、本件の申請事由ですね。これは、本冊資料の4番にあるとおりなんですけども。申請者である受人、具体的には●●本人さまですけど。受人が既存の施設、ありましたよね。黒いのでしたけど。これに隣接する農地を転用して、資材置場を拡張していきたいというものが申請の事由であります。じゃあ、その拡張がなんで必要になるのかということなんですが。先ほどの事業計画書にも、ちょっと触っていますが、同社は資材置場のある既存敷地、先ほどの濃い色のところですね。ここを使って、産業廃棄物の中間処理を行いたいということであります。そうすると、そこそこのスペースを取りますので、今まであった資材置場が不足するということでありまして、そのために転用して、資材置場をこのまま保管能力を拡大したいというものが主の理由であります。

そういうふうになってきますと、一番肝心な産業廃棄物処分業の許可っていうのがあるんですけど、その手続きについては、どうなっているかと言いますと、市の担当課と、それから産業廃棄物については条例が定められておりますので、その条例に基づいて今、手続きを進めております。一番大きなところは近隣の住民の人たちの合意形成ということなんですが、今それが進めていると。進んでいると言ってもいいんですけど、進めているところであります。

ただ、その結果で要するに許可がもらえるのか、あるいは不許可になるのかっていう可否については、現時点では、今日の総会時点では、まだそういうのは出てないという実態にあります。それらをいろいろ踏まえまして、いろんな議論あったんですけども、この農地、踏まえて判断しなきやいかんのですけども、転用の場合には皆さんご存じのように、農地転用の許可基準ですね。立地基準と一般基準とありますけども、それに基づいて当該案件を判断することになるんですけども、農地法の一般基準の中に転用事業の用途に供する確実性をという、具体策を強く求めております。

それに従えば、この案件は許可申請のまだ途上にあるということでありまして、この一般基準が求めている確実性条件ですね。これを完璧に満たしてないということであります。いろいろあつたんですけども、調査会としては不許可相当という意見書を付け

て、県に進達をするということをいきたいという判断をしたところであります。ちょっとややこしかったかもしれません。もし事務局のほうであれば、何か補足していただいて。

笠 井 主 幹
兼事務局長補佐 ほとんど今、中部地区調査会長のご説明のとおりでございますが、一点だけ申し添えますと、繰り返しになってしまいますが、農地転用の許可基準の視点で見ますと、農地法では、申請農地を当該申請に係る用途に遅滞なく供することが確実と認められない場合、許可することができないと定めておりますが、本件につきましては不確実でございます。したがいまして、事務局としましては全てを考慮し、立地基準等には適合しておりますが、本件は不許可相当が妥当だと判断しております。

議 長 取りあえず調査会長の補足説明は、いいですね。分かりました。続きまして南部地区調査会長から、5番から7番、お願ひします。

小林地区調査会長 南部地区、小林です。5番から7番につきまして審議をいたしました。5番については、貸借権の一時転用についてことで、篠ノ井二ツ柳において資材置場、駐車場を設置する転用申請です。これは、いわゆるJRの関係の●●株式会社の発注工事によるものですけれども。この現場の右は踏切で、非常に斜め横断っていうか、そんな道路になっておりまして、非常に狭いということで、改善されるような工事になるんですけども。それに伴いまして、その近くにある、今現在はビニールのハウスによる、栽培している法人さんなんんですけど。そこの工事現場に近いということで、重機の乗り入れ等に必要であるために、用地を一時転用するという関係です。期間も7年の2月21日までということになります。

6番につきましては、所有権移転によるもので、篠ノ井の東福寺というところになるんですけども。本件は今までの賃貸借権契約により使用していた既存の敷地を購入し、所有権移転をするということです。今回の申請地なんんですけども、既存敷地と道路の進入路とするということで、所有権移転をすることになります。

7番につきましては、篠ノ井東福寺におきまして、既存の社員寮の敷地を拡張するという転用申請であります。社員寮の建物、2棟あるんですけど、宅地は既に購入済みであります。敷地内に社員の自家用車とか事業用のトラックを駐車したいんですけども、駐車スペースと道路からの進入路とする敷地を拡張したいということです。南部地区調査会では、審議した結果、いずれも周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れがないということが認められるために許可相当とするものでございます。以上です。

議 長 それでは最後に東部地区調査会長から、8番、お願ひします。

近藤地区調査会長

東部地区調査会、近藤です。8番につきましては、●●株式会社による、長野インターの入り口、南東にあります社屋、あるいは駐車場の工事に伴う一時転用という案件です。現在、駐車スペースが長野インターの南東、角っこに大規模な駐車場があるんですけども、そちらに新たな社屋、また立体駐車場を建設する。また、その敷地の南側のほうには、やはり駐車スペース、駐車場があるんですけども、そちらのほうが先の台風災害で浸水の被害があったということで、かさ上げ工事を行うということになります。この工事に伴って、駐車場を他に確保しなければならないという中で、今回、農地を駐車場として一時転用するものです。

こちらの農地につきましては、現在、耕作されておらず、古いブドウ棚が放置されているというような農地でもあります。一時転用の期間については、先ほど訂正票にも説明がありましたが、令和17年までということで10年。かなり長い期間の転用になりますが、担当委員の調査によりますと、やはり工事自体が大規模なもので、全体の終了までには10年間の期間を要するものであるということです。周辺農地への影響もないということで、許可相当と判断をしたものであります。以上です。

議

長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。先ほど中部地区調査会長から、9ページの番号4につきましては、調査会として不許可相当と判断したという報告、いただきました。よって番号4と番号4を除く案件について、分けて質疑採決をしたいというふうに思っておりますので、進め方についてご了解いただきたいと思いますが、よろしいですか。

異議なし。

議

長

分かりました。ご了解をいただきましたので、最初に番号4を除いた案件の事務局説明並びに地区調査会長からの報告について、ご質問等ございましたら発言を求めます。いかがでしょうか。特によろしいですか。

【質疑なし】

議

長

ないようでございますので、ナンバー4を除いた案件について、採決に入ります。議案第215号の番号4を除いた案件について、許可相当ということに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長

全員の方の賛成を確認いたしました。議案第215号、番号4を除いた案件につきましては、許可相当と決定をいたしました。続きまして、9ページの番号4につきまして、事務局から、さらに補足説明があれば、お願いいいたします。

笠 井 ま さ か
兼 事 務 局 長 補 佐

現時点ではございません。

- 議長 それでは委員各位から、調査会長の報告及び事務局の補足説明を含め、ご意見があれば発言を求めます。いかがでしょうか。阿部委員。
- 阿部委員 事務局から不許可っていうことで、言われたもんで良かったんですが、今日の会長からの報告の別紙2っていうのが、資料が出ているわけですけど、中部調査会では24日の日に調査会があつたんですが、この中身と同じものが、その当日、出てきたっていうことなんですよね。そこには、どういうことかっていうと、さっき言われたように、産業廃棄物の中間処理については県の許可っていうことになっていて、それで同時進行のために申請したと。許可を取ればやりますよということなんですね。だから本来なら建築の建物を建てるときもそうだけど、建築確認してから、建てられるようにしてから、許可があつてから申請するのにね。そうしないと、農業委員会で同時に許可するっていうことになると、なぜ許可したんだっていう形になると思うんだよね。今回、不許可ということでやったもんで、いいんですが。
- だから本来なら産業廃棄物の中間処理について、県の許可を取ってから申請してもらうような手続きを、やっぱり県のほうにも農業委員会のほうにも、そういう指導をやっていくっていうことが大事じゃないかと思って、意見として今後、要請をしてもらうと。いろいろな条例や規則で、なかなかできないか分かんないけど、農業委員会としては、そういう方向でやってもらったほうが審議しやすいということだと思うんで、お願ひしたいと思います。
- 議長 事務局、今の阿部委員さんの件について、何かコメントありますか。どうぞ。
- 松橋事務局長補佐 事務局の松橋です。まず、先ほど阿部委員のほうから廃棄物処分業の許可が県というお話があったんですが、こちら、市のほうで許可をしておりまして、本件につきましても、廃棄物処分業との関連性というのは、通常あまり議案の中で見られないものですので、議案のほう受け付けをしまして、関係課とも調整をしながら、審議のほうを進めさせていただいた次第になっております。今後につきましても、今回の事例もありましたので、関係課とも連携をして、あらかじめそのような対応ができるかどうかの調整をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。
- 議長 ありがとうございました。他に4番の案件につきまして、ご意見ご質問ございますか。善財委員。
- 善財地区調査会長 参考までに教えてもらいたいんですが、造成断面図にある碎石より下の黒塗りの部分、それは何なんでしょうか。教えてください

い。

- 議長 松橋事務局長補佐 事務局、松橋さん。
こちら、碎石の下の濃い色掛けの部分ですね。こちらは、現状は水田になっておりまして、水田の表層部分が、この境界に当たります。なので水田の元であるとか地盤部分ということで捉えていただければよろしいかと思います。その上に碎石を敷いて、造成をするという計画になっております。
- 議長 善財地区調査会長 善財委員、よろしいですか？
特に工事をするわけじゃないんですか。
はい。工事をするわけではなくて、表土に碎石を入れるという内容です。
- 善財地区調査会長 分かりました。
- 議長 笠井主幹 兼事務局長補佐 他に事務局、何か。
補足説明、よろしいでしょうか。今回、不許可相当という前提で動いておりましたので、事前に県と相談をさせていただきました。県の見解としましては、長野市が不許可相当とした場合であっても、申請者が産業廃棄物の中間処理業の許可が下りるまで保留とすると。県において保留とするということでした。農業委員会としましては、申請書の提出があった日の翌日から起算して40日以内に、意見を付して県に申請書を送付しなければならないとなっておりますので、県のように保留することができないんです。
- ですので長野市が不許可相当と判断しても県のほうでは保留して、許可が下りるまで待っていただく。そのような状況になります。本件につきましては、昨日、代理人のほうにも、その旨を伝えまして、どうしますかと、取り下げますかという確認も取ったんですけども、県での保留扱い構ないので、長野市の農業委員会としましては審議いただきたいと、そのような報告を受けております。
- 議長 近藤委員 今の事務局の補足説明も含めて、ご質問ご意見ございますか。
近藤地区調査会長 東部地区、近藤です。産廃事業の許可前に転用申請を急いだつていうのは、何か理由があるんでしょうか。
- 議長 松橋事務局長補佐 事務局、分かっていたら、松橋さん。
それについては特に説明もなく、聞いておりません。
- 議長 いいですか。他いかがでしょうか。よろしいですか。長野市農業委員会としての審議しなきやならない背景。これのいわゆる県の取り扱い等については、事務局のほうから説明をいただきました。それに基づいて中部地区調査会としては、これについて、それなりの結論を出したということですよね。他に何か、いいです

か。それでは、いったんここで長野市農業委員会としての結論を出し、それを県のほうに進達するという形で進みたいと思いますけど、よろしいですね。それでは意見が出尽くしたようでございますので、採決を行います。議案第 215 号の 4 番は、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性が不確実でありますので、不許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 全員の方が賛成をしていただきましたので、議案第 215 号の 4 番は不許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第 216 号 農地法第 5 条の規定による許可の取り消しについてを、事務局から説明お願いします。

笠井主幹 兼事務局長補佐 議案第 216 号 農地法第 5 条の規定による許可取り消しについて、ご説明申し上げます。本冊の 13 ページをご覧ください。番号 1 番の 1 件です。本件につきましては、令和 5 年 11 月 29 日開催の第 10 回総会において、農地法第 5 条による砂利採取用地として一時利用する一時転用案件として、許可相当と決定して県に進達し、同年 12 月 11 日付で許可となったものでございます。申出の理由ですが、理由欄に記載のとおり、地域住民の理解を得られず事業を中止したことから、許可取り消しの申出があったものです。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。南部地区調査会長から、1 番について、お願いいいたします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。調査会では、番号 1 番につきまして審議をいたしました。篠ノ井杵渕において、砂利採取事業のための一時転用として許可を得たのですが、事業中止となつたため、取り消しを行うものです。中止の理由については、近隣住民の理解が得られず、着工できなかつたためということでございます。砂利の採取事業に必要な隣接の土地所有者からの同意については、それぞれ得ていたものの、そのうち 1 軒の土地の耕作者である所有者の息子さんから、着工前に反対を受けたということで、話し合いを重ねたそうですが、納得いただけず、事業を断念せざるを得ないということでございます。南部調査会では問題ないと、仕方がないのかなという判断でございます。以上です。

議長 ただ今、事務局及び地区調査会長から報告を受けましたけれども、この内容につきまして、ご質問ご意見ある方、お願いいいたします。阿部委員、どうぞ。

阿部委員 すみません。隣接の農地の方が何軒かいて、その 1 軒のみが反

対して中止になったということなんですが、1軒の中止にされた、理解は得られないっていうのは分かるんですけど、どういう中身か、もし分かれば。

議長 小林調査会長、分かりますか。

小林地区調査会長 事務局で、解説をしていただければ。

笠井主幹 先ほど、小林地区調査会長の説明にもありましたけれども、地権者である親は了解したと。その息子さんが反対したことなんですが、その理由でよろしいでしょうか。まず水質汚染ですね。それを危惧した。もう一点が、重機等が通ることで、道路の破損、これが近隣住民に迷惑が掛かるのではないかと息子さんが心配して、この2点が大きな理由だとお聞きしております。

議長 阿部委員、よろしいですか。

阿部委員 いいです。隣接するのは何軒？

笠井主幹 隣接するのは、そこまで調べてではないです。すみません。
お調べして、後で回答します。

議長 他、いかがですか？北村委員。

砂利採取については、私の方も、何回か提案があって、実際に多く実行されておるんですけども、やっぱりどなたかが反対された水質汚染とか地下水の流れが変わるとか、それから道路の交通安全とか、いろんな問題を抱えているというふうに思います。それでなんんですけども、最も重要なのが、砂利採取法は県が管轄しております、今、区長と、それから先ほどありました隣接地権者の同意というか、賛同というか、それをもらうんですけども。それについても、条件はこういうことを満たしているから賛成してくださいっていうよりはですね、どちらかというと、みんな賛成してくれたから、はんこ押してくれよっていうような感じで、どうもやっているんじゃないのかなというようなことがあります。できれば、われわれとしては田んぼは掘り返してもらいたくないんですね。この砂利採取法について、県ではありますけども、それなりの手順を踏んで、管理監督の強化について申し入れができるような、そういう取り組みがもしできれば、お願いしてもやるというふうに思っています。意見です。

議長 意見としてね。他、同じような意見ありますか。若穂地区では、もう既に若穂区長会で、基本的に砂利採取やめてくれっていうことで申し入れをしまして、区長さんの中で協定を結びまして、基本的には若穂は受けないというふうにしました。その理由は先ほど事務局が話したように、水質汚染と、一番大事なのが、農地の再生がなかなかできないんですよ。砂利を取ってしまうと。水はけが悪くなって、野菜が根腐れを起こす。それから特に樹木であると、やっぱりどうしても粘土質を入れてしまう。いわゆる粘り

等と。大掛かりな定植できないと。それもあるし、それから水の問題と、あと道路の問題ね。そもそも含めて、若穂は全て既に、もう 30~40 件、ずっとやってきていますけど。なかなかそれが再生して農地で使われてないという実績がありますので。その辺から、やらざるを得ない。区長会で。今まで、だから隣接の声というのは大体、区長さんがはんこ押したの。ところが区長は農業委員会みたいな個別に全部、意見聴取するような状況じゃなかつた。業者が持つていって、区長さん、はんこ押してくださいというようなやり方ばかりの人だった。それは、やっぱりまずいだらうということで、優良農地がどんどんおかしくなったという形で、若穂は、参考までに。どうぞ。

阿 部 委 員 今、川中島でも、会長言っていただいたようにあって、許可になって、今、採石やっているんだけど、農業委員と推進委員と、それから業者と代理の地主が来て、それで説明して、10 メートルぐらい、当然掘るんですよね。独自に水質の関係でも全部調査して、独自にうちのところでは、そうやってやりますよっていう、ちゃんと証明。違うところでやった証明書も出して、やってはいるんですけど。さっき会長、言われたように、今後の、ほとんどが再生できなくて荒廃農地になってしまってことであれば、今までの実績をやっぱり見て、こっちも検討しなきゃいけなくなっちゃうと思うんだよね。再生するからっていうことで、計画書はみんな作っているわけだ。上のほうは、ちゃんと作物に関係ないように、ちゃんとやるよっていうことをやって、計画書が出ているわけだ。しかし実際に作物が作られなければ意味ないわけですよね。

だからその辺も、実績も調べてもらっていきながら。それで農業委員は 3 年で任期切れたから、そんな過去のことから全部、覚えているわけじゃないので。だから、そういう点では、若穂の例で言えば、若穂の地域で、こういう碎石取って、その後が全然やられてないというのは、実績の中で区長会が、みんなやめたっていうことだと思うんでね。そうなれば、地域ごとに実績をやつといてもらわなきゃ、碎石業者と地権者と農業委員だけで、そこでみんな相談して過去のことは知らないでやっているってことになれば、問題になっちゃうと思う。継続性がないっていうことになるからね。ぜひ検討していただきたい。

駒 村 委 員 言っていいですか？

議 長 はい。駒村委員。

駒 村 委 員 参考までなんですかね、篠ノ井の県道バイパスって田んぼの中突っ切っているんですよね。今、やってるんですが。何年か前に、そこを発掘するっていうことで、地面より 2 メートルぐらい、

発掘するところ掘って。その掘ったとこから田んぼは3メートル、4メートルぐらい離れているんですよね。だけど田植えの時期に水入れたら、全部抜けちゃうんだよね。

だから水の影響っていうのは、やっぱり多少離れてても影響があるので、そこら辺は砂利採取の場合は、ちょっと気を付けたほうがいいなということで考えました。それで結果的には、採掘とかのほうは、もう翌日、埋め戻しという判断していただいて、農業に支障ない秋口に発掘を始めたという、そういう経過がありますんで、やっぱり水、田んぼの周りは、ちょっと気を付けたほうがいいなというふうに思います。

議長 事務局のほうで。

笠井主幹 先ほどの阿部委員さんからのご質問、隣接者は何軒ぐらいあつたという話でございますが、道路を挟んだ農地を含めまして、5軒でございました。

議長 この案件含めまして、皆さんのはうから何かご意見ございますか。砂利採取について。特によろしいですか。じゃあ、事務局。

浅川参考事 兼事務局長 また、よく事務局のほうでも、今の北村調査会長からもお話を聞いたとおり、この事務の流れをまずよく把握して、現場における課題を県のほうにもお伝えしながら、また過去の部分も整理できれば。少し時間かけて整理してもらって。取りあえず、その隣接5軒のうちの1人でも反対があれば、現状で要は、許可できないっていう、こういう部分が、もし今のところ整備されてるとすれば、今後の砂利採取に関しては、なかなか厳しくなってくるというふうなことは感じています。今のいただいたご意見、今後整理してまいりますので、よろしくお願ひします。

議長 それでは意見が出尽くしたものと判断をいたします。それでは採決に入ります。議案第216号について、許可を取り消すことが相当と決することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 全員の方の賛成を確認いたしましたので、議案第216号は許可を取り消すことが相当と決定をいたしました。続きまして、議案第217号 農地法第3条第1項目的買受適格証明について、事務局から説明をお願いいたします。

笠井主幹 兼事務局長補佐 議案第217号 農地法第3条第1項目的買受適格証明について説明申し上げます。本冊の15ページをご覧ください。番号1番の1件でございます。税務署の公売や裁判所の競売になった農地の入札に参加する場合、農地として利用する場合は、農地法第3条、また宅地などとして利用する場合は、農地法第5条の許可を受ける見込みのある者であることを証明する書類が求められます。これを買受適格証明書といいます。これは農地を

取得できない者が落札者になることを未然に防ぐためでございます。本件は、長野地方裁判所の農地の競売案件であること、申請者が農地として利用することから、農地法第3条で取得できるか事前に判断し、申請人が買受適格者であるかどうか、ご決定いただくものです。

また競売の閲覧開始日は令和6年11月21日。入札期間は令和7年1月10日から令和7年1月17日。開札日は令和7年1月22日となっております。なお、表の欄外に注釈がありますとおり、事務処理の迅速化を図るため、申請人が買受申出人となり、農地法第3条の許可申請書を提出した場合には、その時点で許可して差し支えないことについても、併せてご審議いただくものです。以上で説明を終わります。ご審議のほどお願い申し上げます。

議長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めて、お願いいいたします。中部地区調査会長から、1番について、お願いします。

北村地区調査会長 中部地区、北村でございます。今、ご説明ありましたように、今回の買受適格証明願がありました、この申請人なんですけども。現在、約740m²ほど耕作はしておりますが、仮にこれが落札した場合は、農家創設手続きが必要ということになりますものですから、今回の調査会に来ていただきまして、営農計画書等について聞き取りを行いました。農計画書には特に問題なく、きちんとやってくれるということですが。本業は他にもある方なんで、私どもからは念のために、落札後は農地をきちんと有効に活用してくださいねと、その決意をお聞きいたしましたので、調査会では適格者妥当と判断をいたしました。以上でございます。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をして、お願いいいたします。いかがでしょうか。阿部委員。

阿部委員 資料の関係でいくと、さっき会長が言われたように、若里2丁目●●●で畠736m²やっていることになっているんですよね。ただ、この書類が間に合わなかったってことだということで。実際には農業委員会を通して許可になってない。

議長 松橋さん。
松橋事務局長補佐 そちらの今、若里のほうでやられている耕作地、畠なんですかけれども、実は農地法5条の転用の届出が出てまして。●●さんに所有権移転をして、実際に転用しないまま畠でちょっと使っている事案があります。届出ですので、許可と違って、許可後の使用については特に厳しい規定はないんですけども。ただ転用をした時点で、こちらの農地台帳からは、いったん除いておりますの

で、ここには耕作地という形では集計出ておりませんが、実際はちょっと耕作しているところで、ちょっと補足させていただきます。

阿 部 委 員 そういうことで。ただ届出の実際の入札参加適格証との関係でいくと、そうなるんだけど。競売の関係では、俺の経験では、これで3件目だと思うんだよね。中部調査会でもお話をしたんだけど、競売物件というのは、倒産したり借金が多くて払えなくなったりっていうね。それで差し押さえされて、それで売却して、その借金を返すっていうやり方なんだけど。そうすると、できるだけ借金をしてる人は、売却してもらうときに高い値段で買ってもらえば、借金は多く減るわけですよ。

そのためには競売の人が、要するに手挙げた人は、俺も買いたいという人が数人いないと、それは高くならないんですね。今は高くなるかならないかは別としても、最低、基本的には、大体、裁判所が一定の金額を決めて、最低価格を決めて、それで争って、それで競売して、そういうふうにやるわけだけど。一般的には今、土地なんかは、評価価格でやられるっていうのが大体。農地の場合には評価額って、かなり低いからねってやられちゃうっていうこともあるんだけど。しかし、それでも、これだけの面積ですので、大勢の方に競売かけるようにするっていうことが、裁判所のほうでも公平を期するっていうことになると思うんですよ。

特に、これは参加できる人は農業を携わっている人じゃないと参加できないと。一般的の物件は、信毎にも、長野地方裁判所とか、いろんな裁判所の競売物件が出てくるわけですよ一般的には。しかしここでは、農地の関係では、ほとんど新聞記事には出てこないでやられると。それで今言われたように、日にちを見ると、中部調査会もこれが限度だと。24日が限度で、26日、諒らなければ、1月10日から1月17月までの入札参加に間に合わないということなんだよ。それは裁判所の勝手な言い分なんだけど、それだったら、あと1ヶ月延ばして、入札参加できる人を周知して、それでまたやるっていうのが、本来の競売の在り方じゃないかと。ただ、ここは農業委員会の問題と、ちょっと別なんだよね。裁判所の問題なんだよ。本当に債権者の債務、借金を抱えている人たちが再建する上では、借金をどれだけ減らしてできるかっていうのが、やっぱり裁判所のほうで本当は検討しなきゃいけないっていうことだと思うんだよね。だからそういう点では、こういう意見も前にも言ったと思うんで、ぜひ入札参加者が一人もいなければ、また次期、入札することになるわけだから、農業委員会が裁判所の公平性を欠いていることについて、協力することもないんじゃないかなというのが、俺は思っている。

- 議長 ご意見ですね。他、いかがですか。
笠井主幹 あと、これさ、地目が、これ、水田だよな。
兼事務局長補佐登記地目が田ですね。
議長 田ですね。中部調査会長、これ、現況はどうなってる?
北村地区調査会長 現状は、野池委員、現地確認しますんで。
野池委員 一番面積の大きいところが、去年までは結構セイタカアワダチソウ等生えていたんですが、今年は水田で、どなたか耕作をしている。それで道路に面したところがあるんですが、そこはりんごの木が枯れて放置してあったんですが、それは下から一応、伐根はしていないんですけども、刈って整地してあります。もう一つのところは、野菜が半分くらい作ってありましたね。
議長 なるほど。いわゆる申請人は、ここにとうもろこしキャベツや野菜をどんどん作りたいということで、これ購入しようとしてるんでしょう。そういう条件なんですね、じゃあ。
北村地区調査会長 それは作れるということですね。ちょっと補足で申し訳ないんですが、この方は。
野池委員 不動産業もやるんで。あと福祉施設です。
北村地区調査会長 福祉施設で使う野菜を、ぜひここを使って、そこで自給自足でやりたいということです。
野池委員 自分の施設に提供したいと。
北村地区調査会長 農地とすれば、きっとやってもらえるだろうという判断をしています。
議長 他、ご意見ご質問、よろしいですか。それでは質問、出尽くしたということで、採決に入ります。議案第217号について、申請人が買受適格者であることに賛成する件と、事務処理の迅速化を図るため、申請人が買受申請申出人となり、農地法第3条の許可申請書を今回の内容と変更はない状態で申請した場合には、その時点で許可して差し支えないことの2点につきまして、賛成の方の挙手を求めます。
【全員挙手】
議長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって議案第217号は、申請人が買受適格者であること、申請人が農地法第3条の許可申請書を今回の内容と変更がない状態で申請した場合は、その時点で許可することを決定いたしました。続いて、議案第218号 農振除外等に係る意見聴取についてを議題といたします。農業政策課、議案の説明をお願いいたします。
農業政策課の中野と申します。農振除外等案件につきまして説明させていただきます。お手元の資料、右上に別冊とあります。
中野主事 第23回農業委員会総会議案、農振除外等に係る意見聴取について

ての 1 ページをご覧ください。今回の農業振興地域整備計画の変更は田子で申し出がありました。軽微変更 1 件です。それでは 2 ページのほうをお願いします。事業計画者の●●が、申出地において、農産物直売所として活用するために申出するものです。申出地は、田子南町●●、地目は畠。軽微変更面積は 758 m²のうち 90 m²です。農地法は、農用地区域内の農地における農業用施設のため転用見込みあり、開発許可は不要となっております。除外 6 要件についてですが、②番につきましては地域計画策定中のため、要件から除いておりますが、その他、①、③、④、⑤番は条件を満たしていることを確認しております。また⑥番につきましては、軽微変更のため要件から除いております。

続いて内容説明ですが、事業計画者は上野を中心に 8,375 m²程耕作をしている農業者で、自身で作った農産物を販売する直売所を計画したものです。直売所では、さつま芋、きゅうり、なすなど自身で生産した農産物を販売する予定で、販売頻度は週末の週 1 回程度を予定しています。販売時、人が常駐する予定ですが、交代で販売を行うため、トイレ等の付帯設備は設置しないです。続きまして 3 ページ 4 ページに配置図、5 ページに現況写真、6 ページに位置図を添付しておりますので、ご参考にご覧ください。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議

長

ありがとうございました。ただ今、農業政策課より説明がありました。それでは地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。北部地区調査会長から、軽微変更 1 番について、お願いします。

善財地区調査会長

北部の善財です。2 ページの一番下に書いてある説明のとおり、自身で作った農産物を販売する直売所を計画したものであるということから、軽微変更妥当という判断に至りました。以上です。

議

長

ただ今、農業政策課及び調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。どうぞ。

曾根会長代理

面積は多いんですが、何人くらいでやっているんですか。1 人でやっているんですか。

農業政策課

申し出された方はお二人で、夫婦でやっています。

中野主事

お幾つくらい？

曾根会長代理

お幾つぐらいですかね。●●ぐらいと認識しております。

農業政策課

いいですか。他、ございますか。ないですね。それじゃ意見が出尽くしたようでございますので、採決に入ります。議案第 218 号について、妥当と決することに賛成の方の挙手を求めます。

中野主事

議

【全員挙手】

議

長

全員の賛成を確認いたしました。よって議案第 218 号の軽微変更につきましては、妥当と決定し、長野市長に意見書を提出いたします。

続きまして、議案第 219 号 非農地決定について、お願ひいたします。

笠 井 主 幹
兼事務局長補佐

議案第 219 号 非農地決定について、ご説明申し上げます。本冊の 17 ページをご覧ください。番号 1 番から 19 ページの 62 番までございます。非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林・原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映させます。また農地所有者は、送付された非農地決定通知書を添付することで、法務局で地目変更登記を行うことができます。19 ページをご覧ください。面積の集計を載せてあります。今月ご決定いただくものは、山林が 21 筆、面積が 19,681 m²、原野が 41 筆、面積が 46,621.38 m²、合計で 62 筆、66,302.38 m²でございます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議

長

ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。先ほど説明申し上げましたとおり、委員が関係する別紙 1 を除いた非農地決定について、質疑、採決を行います。当案件につきまして発言のある方の挙手を求めます。いいですかね。

【質疑なし】

議

長

質疑はございませんので、非農地決定について採決に入ります。議案第 219 号のうち、別紙 1 を除く非農地決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長

全員の方の賛成を確認いたしました。続きまして、17 ページ 5 番から 8 番は、●●●●●委員が関係しておりますので、退出をお願いいたします。

【●●委員退室】

議

長

それでは当案件につきまして、発言のある方の挙手を求めます。特にいいですか。

【質疑なし】

議

長

質疑はございませんので、採決に入ります。当案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長

全員の方の賛成を確認いたしました。●●委員の入出を許可し

ます。

【●●委員入室】

議

長

以上、議案第 219 号につきましては、全て原案のとおり決定いたしました。続きまして、報告第 68 号 農地法第 4 条の規定による届出について、報告第 69 号 農地法第 5 条の規定による届出について、報告第 70 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出について、事務局から説明をお願いいたします。

笠 井 主 幹
兼事務局長補佐

報告第 68 号 農地法第 4 条の規定による届出について、ご報告申し上げます。本冊 21 ページをご覧ください。番号 57 番から 22 ページの 64 番までの 8 件です。農地を農地以外に転用する場合には、県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に届出ればよいことになっております。4 条の転用届出となり、自己転用いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届です。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 69 号 農地法第 5 条の規定による届出について、ご報告申し上げます。23 ページをご覧ください。番号 113 番から 27 ページの 133 番までの 22 件です。同じく市街化区域内の届出ですが、5 条の転用届出で農地の権利移動を伴う転用届出になります。内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 70 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出について、ご報告申し上げます。29 ページをご覧ください。番号 1 番から 3 番までの 3 件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 アール未満で、要件に当てはまる場合は、4 条許可が不要で、農業委員会へ届出書を提出していただいております。内容につきましては記載のとおりです。書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申し上げます。以上、報告案件の 3 件について、ご説明いたしました。よろしくお願いいいたします。

議

長

ただ今、事務局から報告第 68 号、第 69 号及び第 70 号について説明がありました。発言のある方の挙手を求めます。いかがですか。特にないですかね。

【質疑なし】

議

長

それでは報告事項でございますので、ご了解お願いをいたします。それでは、農地法関連につきましては、以上で終わりまして、

その他の農業委員会業務に係る事項について、審議を行います。議案第 220 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについてを議題といたします。事務局、農業政策課より議案の説明をお願いいたします。

西村事務局長補佐

それでは私から説明させていただきます。議案第 220 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて、ご説明申し上げます。お手元の総会資料 1-1、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的構想の見直し（概要）及び資料 1-2 の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）につきましては、12 月の地区調査会におきまして、農業政策課の担当者からご説明いただきましたが、委員の皆さまから修正等のご意見はございませんでした。お手元の資料に変更箇所がございませんので、この場でのご説明は割愛をさせていただきますが、本日、農業政策課の担当者が出席しておりますので、ご不明な点がございましたら、ご質問をお受けしたいと存じます。なお、資料 1-3 におきまして、市長から農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に対する回答が求められておりますので、中身につきまして、ご審議いただき、ご同意の決定をいただきますよう、お願い申し上げます。私からの説明、以上でございます。

議

長 ただ今、事務局から補足説明がありましたとおり、各地区調査会において、この議案の担当である農業政策課より出向いて、趣旨についてご説明をいただいたかと思います。この内容につきまして、皆さんのはうから、ご質問ご意見等あれば、この場で受けたいと思いますけど、いかがでしょうか。

阿 部 委 員

いいですか。

議 長

阿部委員、どうぞ。

阿 部 委 員

中部調査会で、あんまり時間なかったもんですから。資料の 1-1 の 2 ページ目のところで、県の基本方針の見直しっていうところで、認定農業者の所得の見直しってことで、20 万円プラスして 550 万円。長野市の場合には据え置きで 500 万円ということになっているんですが。長野市の場合、またアクションプランっていうのがあって、1 年ごとに計画の到達をして、そしてさらには数字目標を決めて進めていくっていう基本的な方針があるんですが、認定農家でも 500 万の所得を得られるっていうのは、なかなか難しいって前から言われていて。認定農家の皆さんの中で 8 割ぐらい、500 万の所得になれば、それは中身としてね。それから逆に言うと県が、530 万円だったのが 550 万にして、530 万のときに長野県全体の認定農家の方が 6 割 7 割と、過半数以上が達成していれば、20 万も増やしても、実質的には広げていく可能性はあると思うんだけど。そういう実態との関係との中でいくと、目

標倒れになっているっていうのが中身じゃないかなっていうことでね。意見になるか。

さっきも会長言ったけど、今度、予算がわざか、ちょっとしか。だから方針と、その方針を実際にやるための国の裏付けの予算が全然伴ってないということになると、長野県も長野市も結局は、方針は一生懸命、運営審議はするけど、実際の認定農家がそこまでしか行かないと、そこはもう行かないってなれば、一般の家族農家の人は、さらに行かないっていうことになっていくわけですね。そのところを、どうやって実際に埋めるのかなっていうのは、アクションプランで具体化していかなきやいけないんだけどね。

議長 阿部委員長 お部委員さん、ご意見でいいですか。
阿部委員長 いいです。やれって言ったって無理だ。
議長 他、いかがですか。農政課さん、今の阿部委員さんの意見っていうか、ぼやきっていうかに対するコメントあれば。

農業政策課松田主査 県のほうは、基本的には農業従事者、専業でやってくださる農家さんが継続的に農業を続けていくためにっていうところを見て、他の産業と差がないような所得を目指していただきたいという思いを込めて、他の産業の実情に合わせて上げてきてはいるんですけれども、実際、実情としての所得を目指すっていうのは、当然厳しい状況ということは、県も市も重々承知しております。市のほうは、さすがにちょっと県と追従して増やすっていうことはできないんですけども、かといって減らすということ、ちょっと目標値を今の段階で減らすということもできないので、いったん据え置きという形で、500万円で継続させていただきました。

認定農業者、すぐに500万円っていうところが達成できないと認定できないかというと、そうではなくて、将来的に500万円を目指していっていただくようにという形で計画立てていただくとともに、中間年で現状の経営状況を確認させていただいて、課題があれば、市に在籍する農業専門指導員と一緒に解決策をアドバイスさせていただいたりっていう形で、フォローアップしながら、認定農業者さんの所得が上がっていくような形の支援をしていっておるんですけども、そこに対して、さらに財政的支援っていうところも含めて、国、県、市で連携してやっていけるように、引き続き検討が必要かと思っておりますので、そこについては今後、目標とともに、引き続き具体策っていうことは考えていきたいなということで、いったん、この状態です。

阿部委員 苦労されているわけですね。今回の補正予算で、半導体の会社に、国が一企業に、合併とかいろいろあるけど、1兆円の支援をしたっていうことがあるんで。本来なら農業のことを考えれば、

農業関係にプラス1兆円の予算を受ければ、2倍になるわけだから、そういうことをやらない限りは、今言った農業基盤は本当に充実するってことはできないと思うので、遠慮なく国にどんどん言ってください。

議長 他、よろしいですか。それでは、ただ今、提案をされた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて、採決を行いたいと思います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって議案第220号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについては、原案のとおり決定いたしました。

農業政策課 ありがとうございます。
松田主査

議長 続きまして、議案第 221 号 令和 6 年度第 2 回農業委員会合同研修会についてを議題にいたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

西村事務局長補佐 私から説明させていただきます。お手元の資料2をご覧ください。1の開催の目的から5の内容につきまして、先日の地区調査会において、ご説明いたしました結果、特段ご意見はございませんでしたので、この場での説明は割愛をさせていただきます。本日の総会では、合同研修会の開催及び概要につきまして、ご決定をいただきますよう、お願ひいたします。なお、6のその他といたしまして、総会の見学、お昼のお弁当の希望につきましては、1月の地区調査会で確認をさせていただきますので、よろしくお願いします。からの説明は以上です。

議長 ただ今、事務局の説明がありました、合同研修会の中身について、よろしいですかね。

【異議なし】

議長 それでは、この内容で今後、事務局のほうに進めてもらうということで、皆さんのご確認を得たと、ご了解を得たということでよろしいですね。ということで、次の議案に進めさせていただきます。続きまして、議案第 222 号 令和 6 年度長野地区農業委員会シンポジウムについてを議題といたします。事務局から引き続き説明をお願いいたします。

西村事務局長補佐 議案の第 222 号 令和 6 年度長野地区農業委員会シンポジウムについて、ご説明申し上げます。お手元の資料 3 の裏面、令和 6 年度長野地区農業委員会シンポジウム開催要領（案）をご覧ください。今月の地区調査会におきまして、シンポジウムの開催要領の説明及び長野地区農業委員会シンポジウムへの農業委員、それ

から農地利用最適化推進委員のご出席について、ご案内申し上げましたので、この場での説明は省略させていただきます。7のシンポジウムの内容について、若干補足説明をさせていただきます。シンポジウムでは、表彰と事例発表、それから講演が予定されております。

表彰につきましては、主催者でございます、長野農業委員会協議会から表彰の候補者を長野市から選出してほしい旨、依頼がございました。先月の役員会にお諮りしました結果、更北水田利用組合の小山慎悟様と、曾根信一会長代理の推薦を決定いたしまして、報告をさせていただきました。更北水田利用組合の小山様におかれましては、令和元年東日本台風災害により壊滅的な被害を受けた千曲川堤外地の農地は、多くの農業者が耕作をやめてしまった。そういう状況の中で、荒れた農地を借り受け、小麦と大豆を栽培することにより、堤外農地を再生させた功績が推薦の理由とさせていただいているです。

また、曾根会長代理におかれましては、担い手、後継者不足が著しい中山間地におきまして、農業構造改善事業で区画整理したところを守ろうと、集落営農組織、営農集団大岡三千石を令和3年3月に設立し、遊休農地の解消、高齢者等からの作業の受託を行っていることが、推薦の理由とさせていただきました。また、事例発表といたしましては、長野市の代表として曾根代理に発表をしていただく予定でございますので、ご承知おきをお願いします。なお、講演につきましては、一般社団法人長野県農業会議の伊藤専務理事の講演が予定されております。本日の総会におきましては、シンポジウムへの参加について、ご決定いただきますよう、よろしくお願ひいたします。私からの説明は以上です。

議長 それぞれ調査会で細かい説明もさせていただいているので、よろしいですかね。では、あえて今日は言ってもらわなくともいいと思います。シンポジウムについて、ご確認いただいたということで、よろしくお願ひいたします。以上で予定をいたしました議事が全て終了いたしました。今日の議題を含め、皆さんがたのほうからご意見、議題にするもの、ありますかね。

阿部委員 ちょっと聞きたいんだけど。

阿部委員長 阿部委員、どうぞ。

阿部委員 収入保険やられていますよね。それで今年、災害があつて適用になった人は、来年も適用になるの？何年、適用になるの？

浅川参考事務局長 この場で、我々に聞かれても、お答えしかねるので、農林部農業政策課へお問い合わせいただければと思います。申し訳ございません。

阿部委員 今年、真島で災害あった方が保険適用になつたっていうことで

良かったんですが、来年、取れないと思うんだよね。そして来年も保険適用が継続されて、何年できるのかなっていう、その辺が分かれば。

議長 すみません。僕、NOSAI の理事なんんですけど、分かりません。事務局から、またご説明を。ちょっと専門的な分野なんで、間違った説明をしたら怒られますので。他、いいですかね。ありがとうございました。一応、私のほうの担当は以上でございましたので、曾根代理さんに進行をお渡しいたします。

曾根会長代理 青木会長、ありがとうございました。以上で本日の議事は終了となりました。次の8のその他に移ります。本日の議事全体を通して、皆さまからご意見等ありましたら、お願ひしたいと思います。

清水委員 農業委員の清水です。昨今、米の値段が上がった、上がったって言うんだけど、この間、会長にも申し上げましたが、30年前に戻ったっていうことなんですよね、値段は。そういうことをもう少しどっかでPRしていかないと。値上がった、値上がったって、米の値が上がって駄目だっていう話ばかりで、もう少しマスコミ対策を。農業委員会ばっかりじゃなくて、全国でいろいろな面でやってもらいたいと思うんですよ。30年前の値段ですよ、おおむね。昭和の後半。

青木会長 よろしいですか。私、今、長野県の農業会議の常設委員やっていまして、私も県の常設委員会では清水委員と同じような意見、させてもらっています。それと過日は全農の神農組合長さんともお話しさせていただいて、ようやく正常になったんです。本来の姿になったということを、消費者に分かるようなPR、アピールをしていただきたいということは、お話し申し上げておきました。非公式、公式含めて、継続して、またそういう場があれば、お話しさせていただきます。ありがとうございました。

曾根会長代理 清水委員、よろしいですか。

阿部委員 60キロで、18,000から20,000が採算ベースでやっていて、それが全然追い付かないで12,000円とかっていうのですずっと来てたっていうことなんですよね。その中で、もう一つ私が言っていたのは、私の若いときには標準米っていうのがあったわけですよ。

青木会長 ありましたね。

阿部委員 それがなくなっちゃって、まるっきり市場任せになっちゃったっていうね、そこにまたね。それで今、本当に格差がひどくなっちゃって、もう米は、もう標準米みたいな米がないから、そうすると結局は市場任せのところでなっちゃっているっていうね。

だから、そういうのもやっぱり国の政策として、一定の保障を

しながら、市民や国民にちゃんとした米の提供ができるような仕組みをやらないと。市場任せにすればこういうことになる。それで大手がみんな買い占めれば、それは 60 キロ 18,000 円とか 20,000 円じゃないんだよね、大量に買っちゃうから。それを利ざやみみたいに、儲けさせちゃうっていうことも、国の政策として、きちっとやらせないと駄目だと思う。両方併せて、お願ひします。

曾根会長代理

高木委員

他に。

いいですか。南部、高木です。南部調査会で推進委員だった頃からすると、碎石を探るという、さっき取り消した案件みたいなやつがちょくちょくあるんですけども。そのとき農業委員会が何を見て、申請されたものを許可するのかしないかの基準を作ってほしいんです。農業委員会は、一時転用していいかというのを聞かれているんですよね。碎石を取っていい、取っちゃいけないっていうのではないので。そのところを、農業委員会が、さっきのように周りの農家の意見とか、住民の意見を聞いてしまうと、そうすると駄目だよっていうふうになるんですけども。農地の所有者は探っていいよって言うんだけども、その基準が、どこまでを鑑みればいいのかと。

例えば、それを取ることによって、さっき言ったように水田の水が抜けるという可能性が高いというのであれば、ちょっと時期をずらしてくれとか、そういうことはできますけども、そういう周りの農地に、それはほこりとか、そういうのはあるんですけども、そういう致命的な影響が考えられないというような場合でも、周りの農家の意見を聞いたほうがいいのかどうか。それとも純粋にもう、その申請だけ見て、許可していいのかどうか。その基準ですよね。どうしても住民の意見とか周りの農家の意見というふうに、何回か議論するんですけども、引っ張られるんですよね、議論すると。そうじゃなくて純粋に、そこは碎石の許可を出す部署があるんですよね。その判断であって、農業委員会の判断じゃないって昔、言われたんです。一番初めの確か、案件が。やっぱりやっているうちに、だんだん分からなくなってくるんです。そのところを農業委員会としては、ここを見て判断してくださいっていう基準を、もう一回ちょっと作ってほしいんです。

松橋事務局長補佐

本当に委員の皆さん、地域の代表者として、非常にちょっと難しい立場で審議をお願いしているという事情も、非常に申し訳ないという中で、本当に皆さん、よく調査をしていただいて、事務局としても感謝しております。ありがとうございます。今のお話なんですが、隣接地主の同意等という話も議案の中で出てきましたけど。そちらの砂利採取法認可の中で求められているものでして。農地法の許可に関しては一切求められていないものになります。

す。

隣接農地への影響ということで、粉じん等の影響というのもありますけれども、これは農地法の中で、影響のあるものについては許可することができないということになっておりますので、やはりそれは農地法の視点で、委員の皆さまのほうに、周辺に聞き取りするなどして、ご判断いただくような事項かなと思っております。そちらの整理につきましては、事務局のほうでも今のところ整理したことがなくて、やはり整理すべきものだと本日、思いましたので、また県の砂利採取のほうとも連絡を取りまして、整理する資料を作つていければと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

曾根会長代理

よろしいでしょうか。時間もありますので、事務局から、今後の連絡、お願ひします。

西村事務局長補佐

私から連絡事項を申し上げます。今後の日程につきまして、お手元の総会次第の下段をご覧ください。次回、第 24 回総会は、令和 7 年 1 月 31 日の金曜日、午後 1 時 30 分から会議室 203 で行いますので、ご出席をお願いいたします。恐れ入りますが、次第の裏面をご覧ください。2 の地区調査会及び農家相談会の日程につきまして、令和 7 年 1 月の開催につきまして記載してございますので、よろしくお願ひします。3 の今後の会議等の予定につきましては、令和 7 年 2 月の予定を追加しましたので、よろしくお願ひします。

私からは連絡事項は以上です。よろしくお願ひします。

曾根会長代理

ありがとうございました。以上で第 23 回の総会を終了といたします。皆さま、お疲れさまでした。